

令和5年2月選出

御殿場市議会役職及び各種委員等調

令和5年2月

御 殿 場 市 議 会

御殿場市議会役職及び各種委員等調

整理 番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 () 定数	法令等によ る任期	申合せ 任期	備 考
A- 1	議長	自治法第 1 0 3 条第 1 項	1 人	4 年	1 年	
A- 2	副議長	同 上	1 人	4 年	1 年	
A- 3	常任委員会委員	自治法第 1 0 9 条第 1 項及び委員会 条例第 8 条（議長の指名による）	総務 7 人 福文 7 人 経環 7 人 広報 9 人 予決 2 1 人	2 年 ※広報は 1 年 ※予決は 4 年	—	三常任委員会（総務、福 文、経環）は、原則 2 年 で交代とし、割振りは各 会派で調整する。 広報は、御殿場市議会だ より編集方針による。
A- 4	常任委員会委員長	委員会条例第 9 条（委員会にて互 選）	1 人	委員の 任期	1 年	予算決算委員長は、副議 長を充てる。
A- 4	常任委員会副委員長	同 上	1 人	委員の 任期	1 年	予算決算副委員長は、議 会運営委員会副委員長を 充てる。
A- 5	議会運営委員会委員	自治法第 1 0 9 条第 1 項及び委員会 条例第 8 条（議長の指名による）	8 人	1 年	—	会派及び議会運営委員会 の運営に関する内規によ り会派から選出
A- 6	議会運営委員会委員長	委員会条例第 9 条（委員会にて互選）	1 人	委員の 任期	—	
A- 6	議会運営委員会副委員長	同 上	1 人	委員の 任期	—	

整理 番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 () 定数	法令等によ る任期	申合せ 任期	備 考
A- 7	議会改革特別委員会委員	自治法第109条第1項及び委員会 条例第8条（議長の指名による）	7人	付議され た事件が 議会にお いて審議 されてい る間	—	令和4年3月定例会の議 員提出議案第3号におい て、設置期間を「議員の 任期終了まで」で議決
A- 8	議会改革特別委員会委員長	委員会条例第9条（委員会にて互選）	1人	委員の 任期	—	
A- 8	議会改革特別委員会副委員長	同 上	1人	委員の 任期	—	
B- 9	御殿場市監査委員	自治法第196条 （議会の同意を得て市長が選任）	1人 (2人)	議員の 任期	2年	
C-10	御殿場市・小山町広域行政組合議会 議員	御殿場市・小山町広域行政組合格約 第5条及び第6条（御殿場市7人・ 小山町5人：議員のうちから選挙）	7人 (12人)	議員の 任期	2年	総務委員会から 3人 福祉文教委員会から2人 経済環境委員会から2人

整理 番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 () 定数	法令等による任期	申合せ 任期	備 考
D-11	御殿場市小山町土地開発公社理事及び監事	御殿場市小山町土地開発公社定款第7条（理事及び監事は市長が任命）	理事 3人 (16人) 監事 1人 (2人)	2年	—	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から 1人 経済環境委員会から 2人
D-12	公務災害補償等認定委員会委員	御殿場市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条（市長が委嘱）	1人 (5人)	3年	—	副議長
E-13	御殿場市交通安全対策委員会委員	御殿場市交通安全対策委員会規約第4条（市長「会長」が委嘱）	2人 (50人以内)	1年	—	議長 総務委員会から 1人
E-14	駿東地区交通災害共済組合議会議員	駿東地区交通災害共済組合規約第5条（議員の中から選挙）	1人 (8人)	4年	—	議長
E-15	アジア諸国交流事業実行委員会委員	アジア諸国交流事業実行委員会設置規約第3条	1人 (9人)	1年	—	議長
E-16	姉妹都市ビーバートン市訪問団受入事業実行委員会委員	姉妹都市ビーバートン市訪問団受入事業実行委員会設置要領（案）第4条	1人 (13人)	1年	—	(新規) 総務委員長
F-17	御殿場市防災会議委員	御殿場市防災会議条例第3条	2人 (40人)	2年	—	議長 総務委員長
F-18	御殿場市国民保護協議会委員	御殿場市国民保護協議会条例第3条（市長が任命）	2人 (35人)	2年	—	議長 総務委員長

整理 番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 () 定数	法令等によ る任期	申合せ 任期	備 考
G-19	国立駿河療養所将来構想検討委員会 委員	国立駿河療養所将来構想検討委員会 設置要綱第3条（市長が委嘱）	1人 (20人以内)	2年	－	福祉文教委員長
G-20	御殿場市地域医療体制審議会委員	御殿場市地域医療体制審議会設置条 例第3条第2項第4号（市長が委 嘱）	3人 (20人以内)	2年	－	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から 1人 経済環境委員会から 1人
G-21	御殿場市民生委員推薦会委員	民生委員法第8条第2項（市長が委 嘱）	2人 (14人以内)	3年	－	福祉文教正副委員長
G-22	御殿場市救急医療センター運営委員 会委員	御殿場市救急医療センター条例第6 条及び御殿場市救急医療センター運 営委員会規則第3条第2項第1号 （市長が委嘱）	3人 (15人以内)	2年	－	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から 1人 経済環境委員会から 1人
H-23	御殿場市農業再生協議会委員	御殿場市農業再生協議会規約	1人 (37人)	1年	－	経済環境委員長
H-24	御殿場市農業経営改善計画認定審査 会委員	御殿場市農業経営改善計画認定審査 会設置運営要領	1人 (9人)	2年	－	経済環境委員長
H-25	職業訓練法人駿東地域職業能力開発 協会理事	職業訓練法人駿東地域職業能力開発 協会定款	1人 (25人以内)	2年	－	経済環境委員会から 1人
H-26	御殿場市雇用対策協議会委員	御殿場市雇用対策協議会規約	1人 (13人)	1年	－	経済環境委員会から 1人
H-27	『スポーツタウン御殿場』推進協議 会委員	『スポーツタウン御殿場』推進協議 会規約第4条第1項	4人	2年	－	議長、三常任委員長

整理 番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 () 定数	法令等による任期	申合せ 任期	備 考
I-28	御殿場市都市計画審議会委員	御殿場市都市計画審議会条例第3条 第2項第2号（市長が委嘱）	4人 (15人以内)	2年	—	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から 1人 経済環境委員会から 2人
I-29	御殿場市新東名高速道路建設促進協 議会委員	御殿場市新東名自動車道建設促進協 議会設置要綱第3条	6人 (42人)	2年	—	正副議長、三常任委員 長、議会運営委員長
I-30	御殿場市空家等対策協議会委員	御殿場市空家等対策協議会設置条例 第3条第2項第3号（市長が委嘱）	1人 (15人以内)	2年	—	経済環境委員会から 1人
J-31	御殿場市青少年問題協議会委員	御殿場市青少年問題協議会条例第3 条第2項第1号（市長が委嘱）	1人 (30人以内)	2年	—	福祉文教委員会から 1人
J-32	第28回全国報徳サミット御殿場市 大会実行委員会委員	第28回全国報徳サミット御殿場市 大会実行委員会会則（案）第4条第 1項	2人 (20人)	解散の日 まで	—	(新規) 議長 福祉文教委員長